

第2章 障害のある方を取り巻く現状

1 社会の動き

(1) 法律の変遷

かつて日本における障害者施策は、「身体障害者福祉法（昭和24年）」、「精神薄弱者福祉法（昭和35年）」、「精神衛生法（昭和25年）」のように、身体障害・知的障害・精神障害の3障害に関する法制度が別々に整備されてきたことから、一元的で総合的な施策を提供することができないという課題を抱えていました。そして、国際障害者年（昭和56年）や国連・障害者の十年（昭和58年～平成4年）の影響、障害者団体の活動などを背景として、「障害者基本法（平成5年）」が定められ精神障害のある方も障害福祉サービスの対象となりました。

その後、平成15年に行政がサービスの内容を決める措置制度から、障害当事者が自分の意思でサービスを選択する支援費制度へと移行しました。そして、「障害者自立支援法（平成18年施行）」において3障害の一元化が行われ、施設や事業の再編を経て、一体的な障害福祉サービスの提供へと制度が変化してきました。現在、障害者自立支援法は「障害者総合支援法（平成26年施行）」に移行し、難病患者も対象に含むなど対象者を拡大するとともに、提供するサービスも拡大しています。

(2) 障害者権利条約の批准

近年の法律の変遷の背景には、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の存在があります。本条約は、「障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める」ものであり、平成18年に国連総会において採択されました。

日本は、平成19年に本条約に署名してから平成26年の批准に至るまで、同条約の批准に向けた国内法の整備を進めてきました。障害者の定義が見直されるとともに、差別の禁止などが盛り込まれた「改正障害者基本法（平成23年施行）」、誰もが障害のある方に対し虐待をしてはならないことなどを定めた「障害者虐待防止法³（平成24年施行）」、障害者就労施設等からの物品等の調達について国や地方公共団体の責務を定め

³「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

た「障害者優先調達推進法⁴（平成 25 年施行）」、障害者の法定雇用率を引き上げるとともに雇用分野における差別を禁止し、精神障害も対象に加えた「改正障害者雇用促進法⁵（平成 25 年・平成 28 年・平成 30 年施行）」など、障害のある方の権利を保障する様々な法制度が整えられてきました。近年整備された法律のなかでも、特に「障害者差別解消法⁶（平成 28 年施行）」は、障害者基本法の基本原則「差別の禁止」を具体化する法律として、行政機関や事業者に対し、障害のある方への「不当な差別的取扱い」を禁じ、「合理的配慮の提供」を求めるなど、同法の施行により、障害のある方の権利擁護の取り組みが一層強化されることが期待されています。

（３）東日本大震災の発災

障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備に取り組んでいる間、平成 23 年に東日本大震災が発災し、多くの障害のある方々の生活が一変しました。障害特性に応じた配慮を避難所で受けることが難しかった、普段服薬している薬を容易に手に入れることが出来なかった、支援者が来ることができなくなり必要なサービスを受けられなかったなどの困難に直面し、想定をはるかに超える災害により多くの課題が表出しました。震災後、本市では福祉避難所の整備や災害時要援護者登録制度の拡充などを進めてきましたが、大規模災害より復興した都市として、災害時における障害のある方の安心・安全の在り方について、先導的な役割を果たすことが求められています。

（４）東京オリンピック・パラリンピックの開催

2020 年に東京で開催予定のオリンピック・パラリンピックに向けて、現在、障害理解を広げるための様々な取り組みが進められています。首相官邸はユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議を設け、省庁を横断して「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」を打ち出しました。この行動計画は、東京大会を契機として共生社会の実現を目指すものであり、児童や事業者に対する心のバリアフリーの推進や、施設等のユニバーサルデザイン化の推進が掲げられています。

⁴ 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」

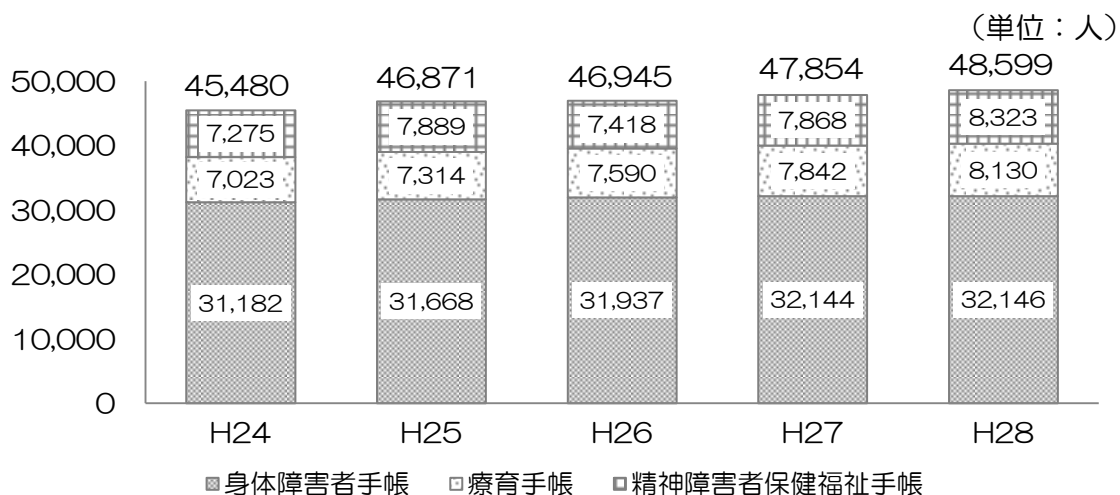
⁵ 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」

⁶ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

2 本市の現状

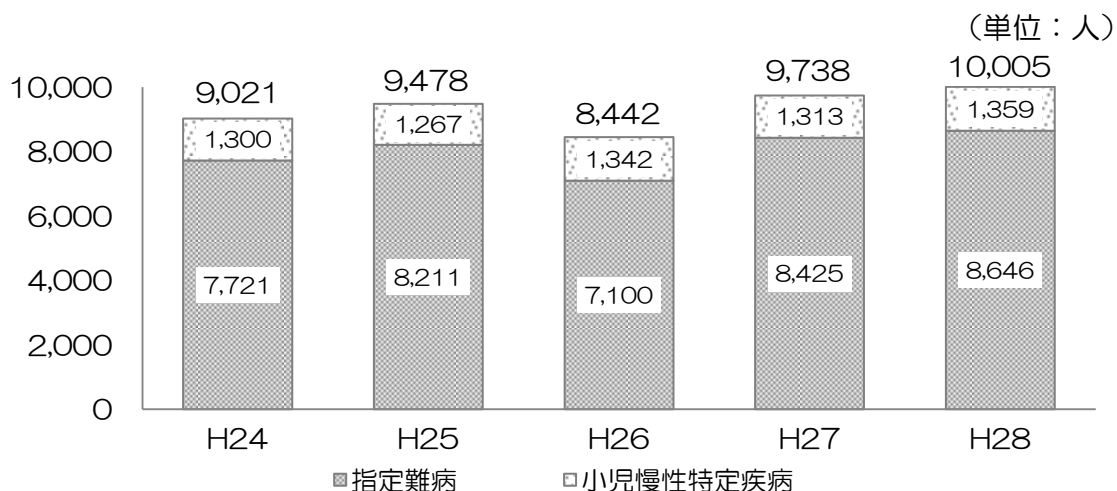
○ 障害者手帳所持者数⁷

障害者手帳の所持者数は4年間で3,119人(6.9%)増加しており、平成28年度末時点で48,599人となっています。近年、身体障害者手帳の所持者数の増加は鈍化していますが、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者数は大きく増加しています。



○ 指定難病・小児慢性特定疾患患者数⁸

指定難病患者数は増加傾向にあり、平成28年度末時点で8,646人が医療費助成の対象者です。また、小児慢性特定疾患患者数もやや増加傾向にあります。

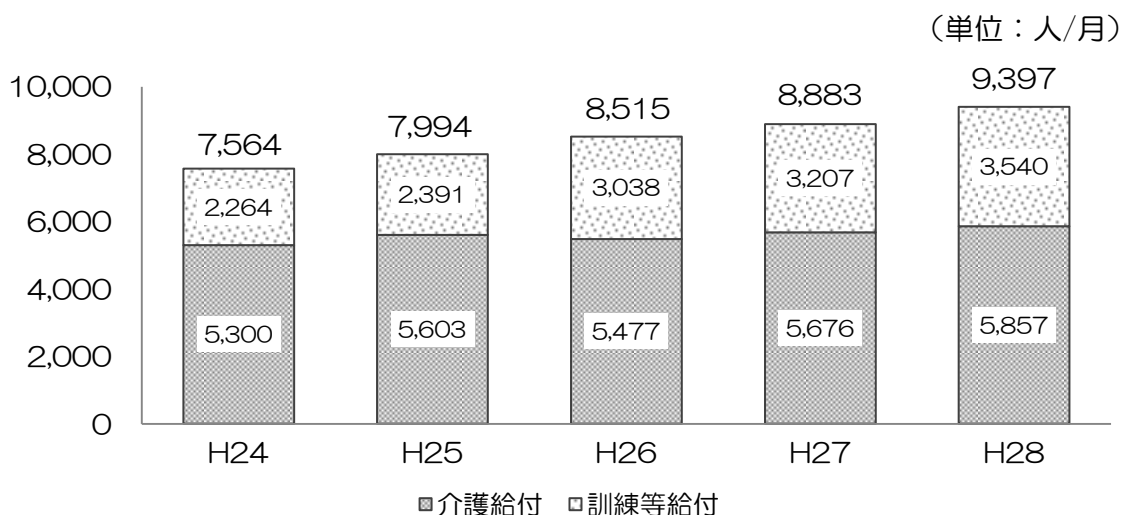


⁷ 障害者手帳の集計日は、各年度3月31日時点。また、H26の精神障害者保健福祉手帳所持者数の減少は、集計方法の変更による。

⁸ 指定難病については医療費助成の対象者を計上しており、H25まで(旧特定疾患：56疾患)は延べ人数で、H26以降(現在330疾患)は実人数で集計している。

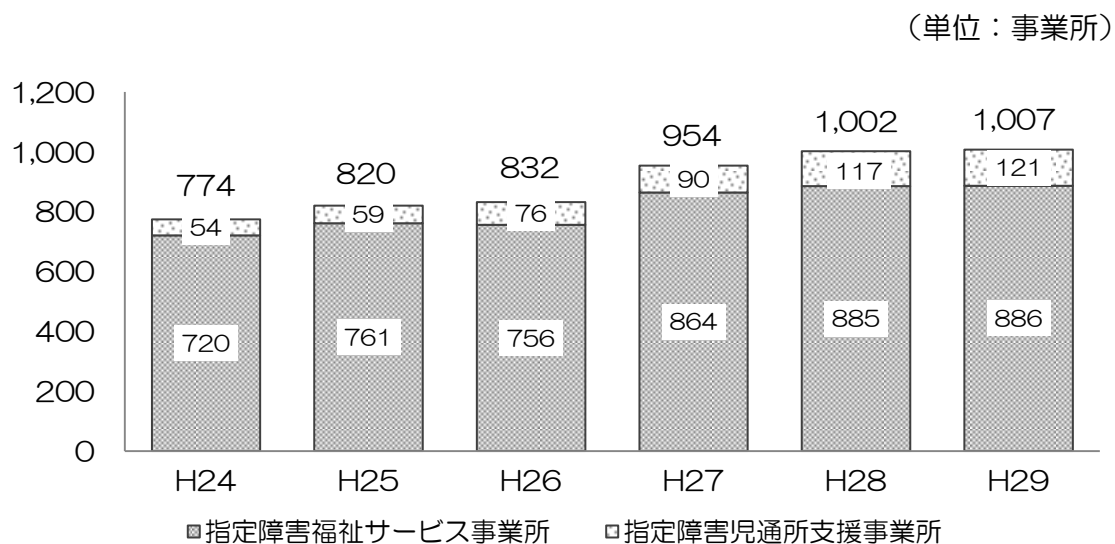
○ 指定障害福祉サービス等利用者数⁹

指定障害福祉サービス等の利用者数は増加傾向にあり、平成 24 年度から平成 28 年度にかけて 1,833 人/月分（24.2%）増加しました。とりわけ、訓練等給付の増加が顕著になっています。



○ 指定障害福祉サービス事業所数・指定障害児通所支援事業所数

平成 24 年度から平成 29 年度¹⁰にかけて、総事業所数は 233 事業所増加しています。



⁹ 介護給付（旧児童デイサービス、現放課後等デイサービスを含む）・訓練等給付について、各年度3月における国保連への請求数を集計。介護給付は居宅介護、行動援護、同行援護、短期入所、生活介護等のサービスを指し、訓練等給付は自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助等のサービスを指す。


¹⁰ 事業所数の集計日は、各年度4月1日時点。


3 前計画期間の振り返り


前計画では、5つの基本方針を定め施策を展開してきました。主な取り組みと課題は以下の通りです。


基本方針	主な新規・拡充の取り組み
自立に向けた 市民理解の促進と 権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 障害者差別解消条例の制定・ 各区役所への差別解消担当相談員の配置・ 障害者虐待防止・差別解消相談ダイヤルの設置・ 障害者差別解消・虐待防止連絡協議会の設置
生涯にわたり 地域での生活を 支援する体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・ 区自立支援協議会の設置・ 児童発達支援センターの整備・ 難病サポートセンター、第二自閉症児者相談センター、ひきこもり地域支援センターの開設・ 自殺予防情報センターの運営
誰もが安心して 地域で生活できる 環境の整備	<ul style="list-style-type: none">・ 障害者総合支援センターの開設・ 仙台市バリアフリー基本構想の策定・ 災害時要援護者情報登録制度の推進・ 福祉避難所の拡充及び機能強化
就労や 社会参加による 生きがいきづくり	<ul style="list-style-type: none">・ 障害者施設等からの優先調達の推進・ 障害者就労支援センターの運営・ パラリンピック関連事業の実施・ 審議会等への障害のある方の参画
サービスの充実と 質の向上	<ul style="list-style-type: none">・ グループホームの整備促進・ 生活介護事業所の整備・ 医療的ケア対応型グループホーム運営費補助・ 専門機関による各種研修等の実施


課題と国の動き

- 
- 本市調査では、障害者差別解消法・差別解消条例の認知度が市民は約 17%、障害のある方でも約 15~30%と低い状況となっている。
 - 国では、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画を定め、学校での障害理解の授業や、事業者向けの障害理解の研修を予定するなど、心のバリアフリーを推進する方向性を打ち出している。
-

- 
- 医療的ケア児や重症心身障害児など、特別な支援が必要な児童が利用できる短期入所等の事業所が不足している。
 - 障害当事者が抱える個々の課題を解決するために、地域の事業所等の関係機関の連携が重要となっている。
 - 障害児福祉計画の策定が義務付けられたとともに、国の指針では、地域生活支援拠点等や基幹相談支援センターの整備が求められている。
-

- 
- 障害当事者や家族の高齢化に伴い、グループホームの要望が強くなっているが、量の不足と重い障害のある方の入所体制が課題となっている。
 - 災害時に避難が難しい方に対する避難計画の整備が十分に進んでいない。
 - 国では、障害のある方が使いやすい建築物を整備するために、ホテル等の建築物に係る設計標準の改正や、交通バリアフリー基準等の改正を予定している。
-

- 
- 全国的に見て、本市を含む宮城県内の一般企業における障害者雇用率が低い状態となっている。
 - 一般就労へ移行した障害のある方に対して就労継続を図るため、平成 30 年度より就労定着支援事業が新設される予定である。
 - 国では、政策立案段階から障害のある方の参画を推進する方向性を打ち出している。
-

- 
- 障害福祉の現場を担う人材不足が顕著になっている。
 - どのようなサービスを使っていいかわからないとの声が寄せられており、必要な人に必要な情報を届ける方法に課題がある。